

いわゆる座学による研修会の実施方法に関する時限的特例の質問への回答（その4）

（令和3年1月20日作成）

令和3年1月20日日薬研発第185号「いわゆる座学による研修会の実施方法に関する時限的特例の一部改正及びいわゆる座学による研修会（集合研修）の講師について」の発出に伴う、時限的特例関連の事項についてまとめてお示ししますので、ご参照ください。

「回答その1」で記載しましたが、時限的特例が適用になるか否かは、規定に合致するか否かです。個々の状況に応じた規定以外の方法は特例の対象外になりますので、ご了承ください。

1. 通常の集合研修と時限的特例の対象との関係はどのようになるのか。

認められるものは次の①から④までです。また、これらの併用も認められます。

開催申請の際は、申請書に方式が明確になるように記載してください。なお、③又は④を開催する場合は、時限的特例の適用願が受理されていること（受理番号通知を受領済）が必要です。注意してください。

		講師	受講者
通常の集合研修	①	会場で講義	会場で受講
	②	ウェブ会議ツールで講義	会場（スクリーン等）で受講
時限的特例適用の集合研修	③	会場（又は送信場所）で講義	ウェブ会議ツールで受講
	④	ウェブ会議ツールで講義	ウェブ会議ツールで受講

2. すでに適用願を受理されているが、今回の一部改正に伴って新たに適用願を提出する必要があるのか。

すでに受理番号が通知されている研修実施機関は、適用願の記載内容の範囲で実施する限り、改めて適用願を提出する必要はありません。

3. すでに開催申請が承認されている研修会について、今回変更された部分を適用することができるのか。

その研修会の開催日前2週間という申請条件を満たすものに限り、変更申請ができます。ただし、変更が認められるかどうかは審査の結果によります。